

大田区特別職の期末手当の改定について

1 期末手当の支給月数

施行予定年月日：公布日から施行

	基本給料 (報酬月額)	現行支給月数	改定後支給月数	増減支給月数	条例
区長	1,154,800円	3. 7 9 月	3. 6 7 月	△0. 1 2 月	A
副区長	926,800円				A
教育長	829,200円				B
常勤監査委員	625,200円				C
議長	928,800円	4. 0 2 月	3. 8 9 月	△0. 1 3 月	E
副議長	783,500円				E
委員長	658,000円				E
副委員長	631,200円				E
議員	612,300円				E

※区長、副区長、教育長、常勤監査委員の期末手当の年額は、

{基本給料+地域手当+(基本給料+地域手当)*20%+基本給料*25%}*支給月数で算出(端数切り捨て)。

※議長、副議長、委員長、副委員長、議員の期末手当の年額は、報酬月額*145%*支給月数で算出(端数切り捨て)。

条例

- A = 大田区長等の給料等に関する条例
- B = 大田区教育委員会教育長の給与等に関する条例
- C = 大田区監査委員の給与等に関する条例
- D = 大田区行政委員会の委員の報酬及び費用弁償に関する条例
- E = 大田区議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例

※行政委員会委員には期末手当は支給されないため、今回は対象外

大田区長等の給料等に関する条例（第1条による改正）新旧対照表

新	旧
<p>○大田区長等の給料等に関する条例 昭和23年10月21日 条例第33号</p> <p>第1条から第4条まで（略）</p> <p>第5条 給料の支給方法並びに地域手当、通勤手当及び期末手当の額、支給方法その他支給に関しては、職員の給与に関する条例（昭和26年条例第19号）の適用を受ける職員の例による。ただし、期末手当の額については、次に掲げる額の合計額に、3月に支給する場合には<u>100分の8</u>、6月に支給する場合には100分の154、12月に支給する場合には100分の205を乗じて得た額に、同条例の適用を受ける職員の例により支給割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1) 給料月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額</p> <p>(2) 前号の合計額に100分の20を乗じて得た額</p> <p>(3) 給料月額に100分の25を乗じて得た額</p> <p>2及び3（略）</p> <p>別表1及び2（略）</p>	<p>○大田区長等の給料等に関する条例 昭和23年10月21日 条例第33号</p> <p>第1条から第4条まで（略）</p> <p>第5条 給料の支給方法並びに地域手当、通勤手当及び期末手当の額、支給方法その他支給に関しては、職員の給与に関する条例（昭和26年条例第19号）の適用を受ける職員の例による。ただし、期末手当の額については、次に掲げる額の合計額に、3月に支給する場合には<u>100分の20</u>、6月に支給する場合には100分の154、12月に支給する場合には100分の205を乗じて得た額に、同条例の適用を受ける職員の例により支給割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1) 給料月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額</p> <p>(2) 前号の合計額に100分の20を乗じて得た額</p> <p>(3) 給料月額に100分の25を乗じて得た額</p> <p>2及び3（略）</p> <p>別表1及び2（略）</p>

大田区長等の給料等に関する条例（第2条による改正）新旧対照表

新	旧
<p>○大田区長等の給料等に関する条例 昭和23年10月21日 条例第33号</p> <p>第1条から第4条まで（略）</p> <p>第5条 給料の支給方法並びに地域手当、通勤手当及び期末手当の額、支給方法その他支給に関しては、職員の給与に関する条例（昭和26年条例第19号）の適用を受ける職員の例による。ただし、期末手当の額については、次に掲げる額の合計額に、3月に支給する場合には<u>100分の20</u>、6月に支給する場合には<u>100分の148</u>、12月に支給する場合には<u>100分の199</u>を乗じて得た額に、同条例の適用を受ける職員の例により支給割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1) 給料月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額</p> <p>(2) 前号の合計額に100分の20を乗じて得た額</p> <p>(3) 給料月額に100分の25を乗じて得た額</p> <p>2及び3（略）</p> <p>別表1及び2（略）</p> <p><u>付 則</u></p> <p><u>この条例中第1条の規定は公布の日から、第2条の規定は令和4年4月1日から施行する。</u></p>	<p>○大田区長等の給料等に関する条例 昭和23年10月21日 条例第33号</p> <p>第1条から第4条まで（略）</p> <p>第5条 給料の支給方法並びに地域手当、通勤手当及び期末手当の額、支給方法その他支給に関しては、職員の給与に関する条例（昭和26年条例第19号）の適用を受ける職員の例による。ただし、期末手当の額については、次に掲げる額の合計額に、3月に支給する場合には<u>100分の8</u>、6月に支給する場合には<u>100分の154</u>、12月に支給する場合には<u>100分の205</u>を乗じて得た額に、同条例の適用を受ける職員の例により支給割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1) 給料月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額</p> <p>(2) 前号の合計額に100分の20を乗じて得た額</p> <p>(3) 給料月額に100分の25を乗じて得た額</p> <p>2及び3（略）</p> <p>別表1及び2（略）</p>

大田区監査委員の給与等に関する条例【第1条による改正】新旧対照表

新	旧
○大田区監査委員の給与等に関する条例	○大田区監査委員の給与等に関する条例
平成4年12月4日 条例第71号	平成4年12月4日 条例第71号
第1条から第3条まで (略) (その他の給与)	第1条から第3条まで (略) (その他の給与)
第4条	第4条
1及び2 (略)	1及び2 (略)
3 期末手当の額は、次に掲げる額の合計額に、3月に支給する場合には <u>100分の8</u> 、6月に支給する場合には100分の154、12月に支給する場合には100分の205を乗じて得た額に、給与条例の適用を受ける職員の例により支給割合を乗じて得た額とする。	3 期末手当の額は、次に掲げる額の合計額に、3月に支給する場合には <u>100分の20</u> 、6月に支給する場合には100分の154、12月に支給する場合には100分の205を乗じて得た額に、給与条例の適用を受ける職員の例により支給割合を乗じて得た額とする。
(1) 給料月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額	(1) 給料月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額
(2) 前号の合計額に100分の20を乗じて得た額	(2) 前号の合計額に100分の20を乗じて得た額
(3) 給料月額に100分の25を乗じて得た額	(3) 給料月額に100分の25を乗じて得た額
4から6まで (略)	4から6まで (略)
第5条 (略)	第5条 (略)

大田区監査委員の給与等に関する条例【第2条による改正】新旧対照表

新	旧
○大田区監査委員の給与等に関する条例	○大田区監査委員の給与等に関する条例
平成4年12月4日 条例第71号	平成4年12月4日 条例第71号
第1条から第3条まで (略) (その他の給与)	第1条から第3条まで (略) (その他の給与)
第4条	第4条
1及び2 (略)	1及び2 (略)
3 期末手当の額は、次に掲げる額の合計額に、3月に支給する場合には <u>100分の20</u> 、6月に支給する場合には <u>100分の148</u> 、12月に支給する場合には <u>100分の199</u> を乗じて得た額に、給与条例の適用を受ける職員の例により支給割合を乗じて得た額とする。	3 期末手当の額は、次に掲げる額の合計額に、3月に支給する場合には <u>100分の8</u> 、6月に支給する場合には <u>100分の154</u> 、12月に支給する場合には <u>100分の205</u> を乗じて得た額に、給与条例の適用を受ける職員の例により支給割合を乗じて得た額とする。
(1) 給料月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額	(1) 給料月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額
(2) 前号の合計額に100分の20を乗じて得た額	(2) 前号の合計額に100分の20を乗じて得た額
(3) 給料月額に100分の25を乗じて得た額	(3) 給料月額に100分の25を乗じて得た額
4から6まで (略)	4から6まで (略)
第5条 (略)	第5条 (略)
<u>付 則</u>	
<u>この条例中第1条の規定は公布の日から、第2条の規定は令和4年4月1日から施行する。</u>	

大田区教育委員会教育長の給与等に関する条例（第1条による改正）新旧対照表

新	旧
<p>○大田区教育委員会教育長の給与等に関する条例</p> <p style="text-align: right;">昭和31年10月2日 条例第14号</p> <p>第1条から第4条まで（略） （支給方法等）</p> <p>第5条 給料の支給方法並びに地域手当、通勤手当及び期末手当の額、支給方法その他支給に関しては、職員の給与に関する条例（昭和26年条例第19号）の適用を受ける職員の例による。ただし、期末手当の額については、次に掲げる額の合計額に、3月に支給する場合においては<u>100分の8</u>、6月に支給する場合においては100分の154、12月に支給する場合においては100分の205を乗じて得た額に、同条例の適用を受ける職員の例により支給割合を乗じて得た額とする。</p> <p>（1） 給料月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額</p> <p>（2） 前号の合計額に100分の20を乗じて得た額</p> <p>（3） 給料月額に100分の25を乗じて得た額</p> <p>2および3（略）</p>	<p>○大田区教育委員会教育長の給与等に関する条例</p> <p style="text-align: right;">昭和31年10月2日 条例第14号</p> <p>第1条から第4条まで（略） （支給方法等）</p> <p>第5条 給料の支給方法並びに地域手当、通勤手当及び期末手当の額、支給方法その他支給に関しては、職員の給与に関する条例（昭和26年条例第19号）の適用を受ける職員の例による。ただし、期末手当の額については、次に掲げる額の合計額に、3月に支給する場合においては<u>100分の20</u>、6月に支給する場合においては100分の154、12月に支給する場合においては100分の205を乗じて得た額に、同条例の適用を受ける職員の例により支給割合を乗じて得た額とする。</p> <p>（1） 給料月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額</p> <p>（2） 前号の合計額に100分の20を乗じて得た額</p> <p>（3） 給料月額に100分の25を乗じて得た額</p> <p>2および3（略）</p>

大田区教育委員会教育長の給与等に関する条例（第2条による改正）新旧対照表

新	旧
<p>○大田区教育委員会教育長の給与等に関する条例</p> <p style="text-align: right;">昭和31年10月2日 条例第14号</p> <p>第1条から第4条まで（略） （支給方法等）</p> <p>第5条 給料の支給方法並びに地域手当、通勤手当及び期末手当の額、支給方法その他支給に関しては、職員の給与に関する条例（昭和26年条例第19号）の適用を受ける職員の例による。ただし、期末手当の額については、次に掲げる額の合計額に、3月に支給する場合においては<u>100分の20</u>、6月に支給する場合においては<u>100分の148</u>、12月に支給する場合においては<u>100分の199</u>を乗じて得た額に、同条例の適用を受ける職員の例により支給割合を乗じて得た額とする。</p> <p>（1） 給料月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額</p> <p>（2） 前号の合計額に100分の20を乗じて得た額</p> <p>（3） 給料月額に100分の25を乗じて得た額</p> <p>2 および3 （略）</p> <p style="text-align: center;"><u>付 則</u></p> <p><u>この条例中第1条の規定は公布の日から、第2条の規定は令和4年4月1日から施行する。</u></p>	<p>○大田区教育委員会教育長の給与等に関する条例</p> <p style="text-align: right;">昭和31年10月2日 条例第14号</p> <p>第1条から第4条まで（略） （支給方法等）</p> <p>第5条 給料の支給方法並びに地域手当、通勤手当及び期末手当の額、支給方法その他支給に関しては、職員の給与に関する条例（昭和26年条例第19号）の適用を受ける職員の例による。ただし、期末手当の額については、次に掲げる額の合計額に、3月に支給する場合においては<u>100分の8</u>、6月に支給する場合においては<u>100分の154</u>、12月に支給する場合においては<u>100分の205</u>を乗じて得た額に、同条例の適用を受ける職員の例により支給割合を乗じて得た額とする。</p> <p>（1） 給料月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額</p> <p>（2） 前号の合計額に100分の20を乗じて得た額</p> <p>（3） 給料月額に100分の25を乗じて得た額</p> <p>2 および3 （略）</p>

大田区議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例（第1条による改正）

新旧対照表

新		旧																															
<p>○大田区議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例</p> <p>昭和31年9月28日 条例第10号</p> <p>第1条から第4条まで（略） （期末手当）</p> <p>第5条（略）</p> <p>2 期末手当の額は、それぞれ前項の基準日現在（同項後段に規定する者にあつては、任期満了等によりその職を離れた日現在）において同項に規定する者に支給すべき第2条に定める議員報酬月額とその議員報酬月額に100分の45を乗じて得た額との合算額に、3月に支給する場合においては100分の27、6月に支給する場合においては100分の157.5、12月に支給する場合においては100分の204.5を乗じて得た額に、基準日以前3か月以内（基準日が12月1日であるときは、6か月以内）の期間におけるその者の在職期間（議員が任期満了等によりその職を離れ、その月又は翌月に再び議員に就職した場合には、引き続き在職したものとみなす。）の区分に応じて、次の表に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">在職期間</th> <th>割合</th> </tr> <tr> <th>基準日が3月1日又は6月1日である場合</th> <th>基準日が12月1日である場合</th> <th></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>3か月</td> <td>6か月</td> <td>100分の100</td> </tr> <tr> <td>1か月15日以上3か月未満</td> <td>3か月以上6か月未満</td> <td>100分の60</td> </tr> <tr> <td>1か月15日未満</td> <td>3か月未満</td> <td>100分の30</td> </tr> </tbody> </table> <p>3（略）</p> <p>第6条（略）</p>		在職期間		割合	基準日が3月1日又は6月1日である場合	基準日が12月1日である場合		3か月	6か月	100分の100	1か月15日以上3か月未満	3か月以上6か月未満	100分の60	1か月15日未満	3か月未満	100分の30	<p>○大田区議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例</p> <p>昭和31年9月28日 条例第10号</p> <p>第1条から第4条まで（略） （期末手当）</p> <p>第5条（略）</p> <p>2 期末手当の額は、それぞれ前項の基準日現在（同項後段に規定する者にあつては、任期満了等によりその職を離れた日現在）において同項に規定する者に支給すべき第2条に定める議員報酬月額とその議員報酬月額に100分の45を乗じて得た額との合算額に、3月に支給する場合においては100分の40、6月に支給する場合においては100分の157.5、12月に支給する場合においては100分の204.5を乗じて得た額に、基準日以前3か月以内（基準日が12月1日であるときは、6か月以内）の期間におけるその者の在職期間（議員が任期満了等によりその職を離れ、その月又は翌月に再び議員に就職した場合には、引き続き在職したものとみなす。）の区分に応じて、次の表に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">在職期間</th> <th>割合</th> </tr> <tr> <th>基準日が3月1日又は6月1日である場合</th> <th>基準日が12月1日である場合</th> <th></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>3か月</td> <td>6か月</td> <td>100分の100</td> </tr> <tr> <td>1か月15日以上3か月未満</td> <td>3か月以上6か月未満</td> <td>100分の60</td> </tr> <tr> <td>1か月15日未満</td> <td>3か月未満</td> <td>100分の30</td> </tr> </tbody> </table> <p>3（略）</p> <p>第6条（略）</p>		在職期間		割合	基準日が3月1日又は6月1日である場合	基準日が12月1日である場合		3か月	6か月	100分の100	1か月15日以上3か月未満	3か月以上6か月未満	100分の60	1か月15日未満	3か月未満	100分の30
在職期間		割合																															
基準日が3月1日又は6月1日である場合	基準日が12月1日である場合																																
3か月	6か月	100分の100																															
1か月15日以上3か月未満	3か月以上6か月未満	100分の60																															
1か月15日未満	3か月未満	100分の30																															
在職期間		割合																															
基準日が3月1日又は6月1日である場合	基準日が12月1日である場合																																
3か月	6か月	100分の100																															
1か月15日以上3か月未満	3か月以上6か月未満	100分の60																															
1か月15日未満	3か月未満	100分の30																															

大田区議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例（第2条による改正）

新旧対照表

新	旧																														
<p>○大田区議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例</p> <p style="text-align: right;">昭和31年9月28日 条例第10号</p> <p>第1条から第4条まで（略） （期末手当）</p> <p>第5条（略）</p> <p>2 期末手当の額は、それぞれ前項の基準日現在（同項後段に規定する者にあつては、任期満了等によりその職を離れた日現在）において同項に規定する者に支給すべき第2条に定める議員報酬月額とその議員報酬月額に100分の45を乗じて得た額との合算額に、3月に支給する場合においては<u>100分の40</u>、6月に支給する場合においては<u>100分の151</u>、12月に支給する場合においては<u>100分の198</u>を乗じて得た額に、基準日以前3か月以内（基準日が12月1日であるときは、6か月以内）の期間におけるその者の在職期間（議員が任期満了等によりその職を離れ、その月又は翌月に再び議員に就職した場合には、引き続き在職したものとみなす。）の区分に応じて、次の表に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="2" style="text-align: center;">在職期間</th> <th style="text-align: center;">割合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">基準日が3月1日又は6月1日である場合</td> <td style="text-align: center;">基準日が12月1日である場合</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">3か月</td> <td style="text-align: center;">6か月</td> <td style="text-align: center;">100分の100</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">1か月15日以上3か月未満</td> <td style="text-align: center;">3か月以上6か月未満</td> <td style="text-align: center;">100分の60</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">1か月15日未満</td> <td style="text-align: center;">3か月未満</td> <td style="text-align: center;">100分の30</td> </tr> </tbody> </table> <p>3（略）</p> <p>第6条（略）</p> <p style="text-align: center;"><u>付 則</u></p> <p style="text-align: center;"><u>この条例中第1条の規定は公布の日から、第2条の規定は令和4年4月1日から施行</u></p>	在職期間		割合	基準日が3月1日又は6月1日である場合	基準日が12月1日である場合		3か月	6か月	100分の100	1か月15日以上3か月未満	3か月以上6か月未満	100分の60	1か月15日未満	3か月未満	100分の30	<p>○大田区議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例</p> <p style="text-align: right;">昭和31年9月28日 条例第10号</p> <p>第1条から第4条まで（略） （期末手当）</p> <p>第5条（略）</p> <p>2 期末手当の額は、それぞれ前項の基準日現在（同項後段に規定する者にあつては、任期満了等によりその職を離れた日現在）において同項に規定する者に支給すべき第2条に定める議員報酬月額とその議員報酬月額に100分の45を乗じて得た額との合算額に、3月に支給する場合においては<u>100分の27</u>、6月に支給する場合においては<u>100分の157.5</u>、12月に支給する場合においては<u>100分の204.5</u>を乗じて得た額に、基準日以前3か月以内（基準日が12月1日であるときは、6か月以内）の期間におけるその者の在職期間（議員が任期満了等によりその職を離れ、その月又は翌月に再び議員に就職した場合には、引き続き在職したものとみなす。）の区分に応じて、次の表に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="2" style="text-align: center;">在職期間</th> <th style="text-align: center;">割合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">基準日が3月1日又は6月1日である場合</td> <td style="text-align: center;">基準日が12月1日である場合</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">3か月</td> <td style="text-align: center;">6か月</td> <td style="text-align: center;">100分の100</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">1か月15日以上3か月未満</td> <td style="text-align: center;">3か月以上6か月未満</td> <td style="text-align: center;">100分の60</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">1か月15日未満</td> <td style="text-align: center;">3か月未満</td> <td style="text-align: center;">100分の30</td> </tr> </tbody> </table> <p>3（略）</p> <p>第6条（略）</p>	在職期間		割合	基準日が3月1日又は6月1日である場合	基準日が12月1日である場合		3か月	6か月	100分の100	1か月15日以上3か月未満	3か月以上6か月未満	100分の60	1か月15日未満	3か月未満	100分の30
在職期間		割合																													
基準日が3月1日又は6月1日である場合	基準日が12月1日である場合																														
3か月	6か月	100分の100																													
1か月15日以上3か月未満	3か月以上6か月未満	100分の60																													
1か月15日未満	3か月未満	100分の30																													
在職期間		割合																													
基準日が3月1日又は6月1日である場合	基準日が12月1日である場合																														
3か月	6か月	100分の100																													
1か月15日以上3か月未満	3か月以上6か月未満	100分の60																													
1か月15日未満	3か月未満	100分の30																													

新	旧
<u>する。</u>	